

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和8年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】
【令和7年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、集合処理から浄化槽への転換等について支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

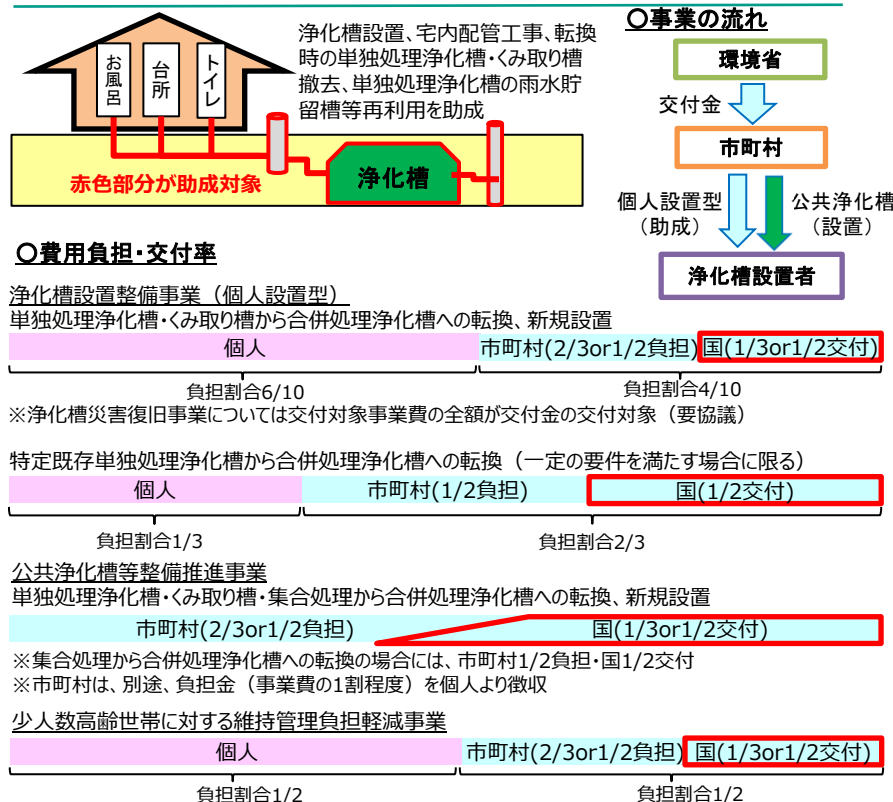
○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

自然公園等事業費等



【令和8年度予算額 8,274百万円（8,234百万円）】

環境省

【令和7年度補正予算額 5,240百万円】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然公園等施設における災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

国立公園等の優れた自然風景地の保護と利用を推進するため、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施するとともに、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

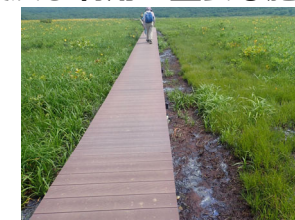
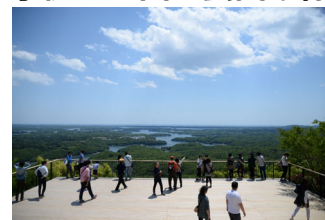
- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援（交付金）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園 1 / 2 国立公園以外 45 / 100）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



展望台・
木道の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281

指定管理鳥獣対策事業費



【令和8年度予算 5,250百万円（200百万円）※】
【令和7年度補正予算額 4,863百万円】



※国際観光旅客税財源を含む

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

（1）鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

（2）ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

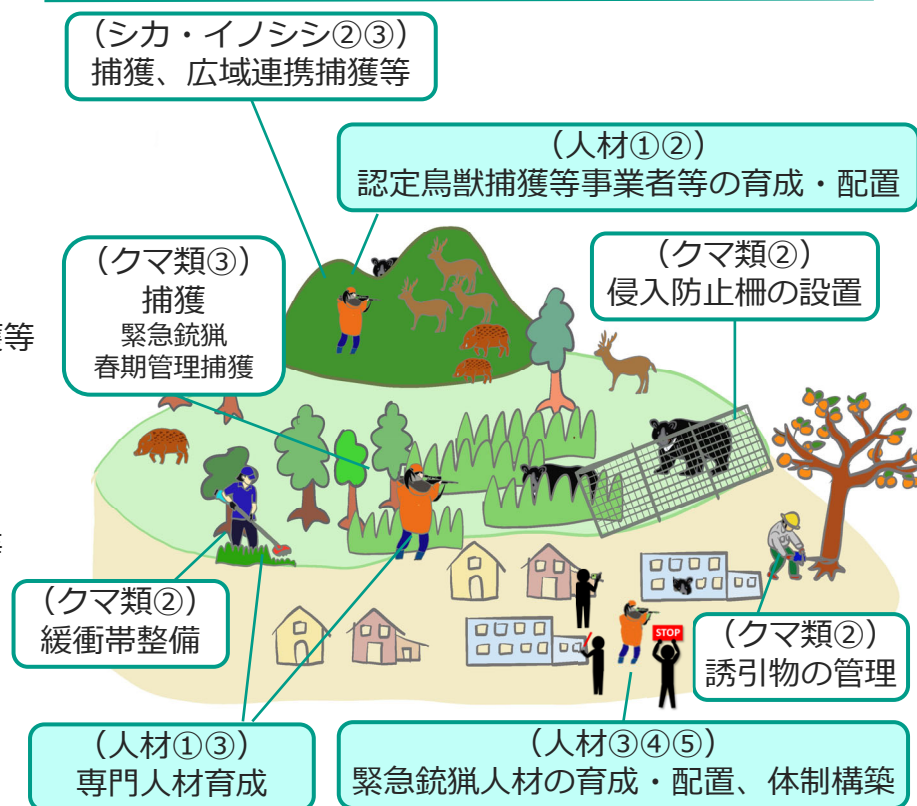
（3）クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標達成が必要である。
- ② **地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。**また各地域の取組を支援だけでなく、**自立化を促進する。**

2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和7年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・関係法令に基づく保護地域や指定種に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に支援する。

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の実施強化（定額:上限150万円 等、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額:上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額:上限150万円 等、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率1/2、定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 きょうと生物多様性センター推進事業（R6～R7）（京都府・京都市）

生物多様性の情報収集・利活用・継承の拠点として各主体間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を実施。

事例2 フサゲルカミリの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミリの」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



事例3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5）（長崎県五島市）

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



環境省



【令和8年度予算 60百万円（20百万円）※】

※国際観光旅客税財源を含む

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を支援。

4. 事業イメージ

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金・補助金（補助率1/2、定額）
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

一般廃棄物処理施設の整備



【令和8年度予算 53,757百万円（52,636百万円）】

【令和7年度補正予算 119,910百万円】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

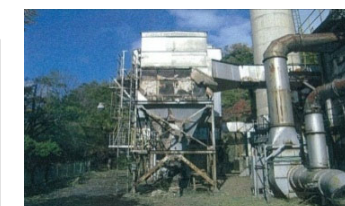
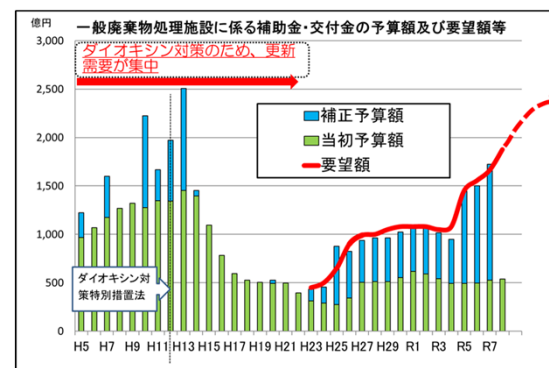
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2 等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成 17 年度～

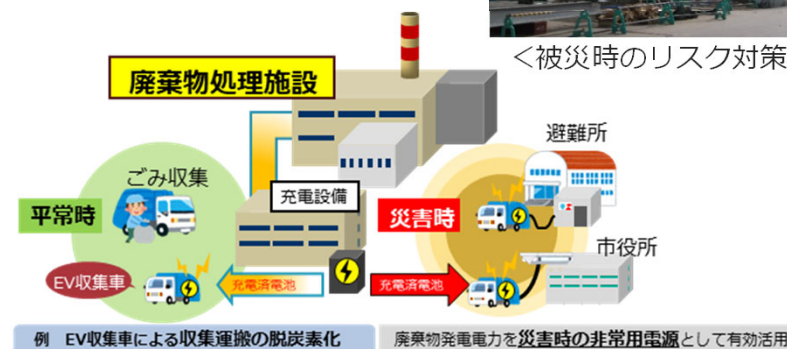
4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>



<被災時のリスク対策>



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）



【令和8年度予算】 3,200百万円
 【令和7年度補正予算額】 4,500百万円



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

※ コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

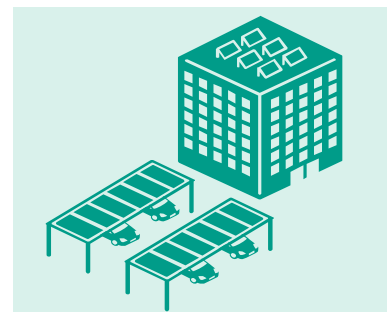
③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

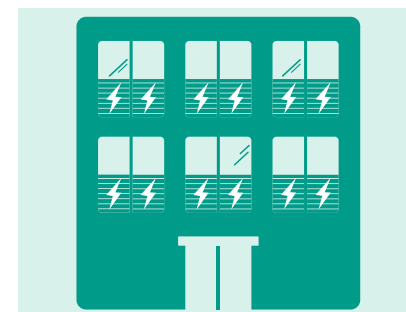
3. 事業スキーム

- 事業形態：①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①～③令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



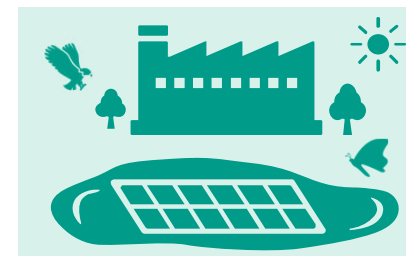
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341